

2017 July

7

No.809

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市

## 今月の記事

### ●日本年金機構

- ・「算定基礎届」の提出はお済みですか ..... 2
- ・70歳以上で在職している方は特別な届出が必要です ..... 3

### ●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・健康保険委員を募集しています ..... 4～5

### ●佐賀県社会保険協会

- ・7・8月開催社会保険事務講習会のごであんない ..... 6
- ・平成28年度一般財団法人佐賀県社会保険協会事業・決算報告 ..... 7
- ・年金相談窓口開設等 ..... 8
- ・健保・厚年適用関係届送付先について ..... 8

職場内で回覧しましょう

## 事業主の皆様へ

### 「算定基礎届」の提出はお済ですか？

- ◆「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。（給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。）
- ◆「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができませんので、提出がお済でない場合は、早急にご提出をお願いします。
- ◆平成29年5月31日以前から被保険者である方は、「算定基礎届」の提出が必要です。（6月中旬にお送りしております「算定基礎届」は、5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、平成29年5月31日以前から被保険者である方で、送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによるお届けが必要となります。）
- ◆現在、被保険者の方が「0人」であっても、「総括表」の提出が必要です。

### 「賞与支払届」の提出をお忘れなく!!

- ◆被保険者に賞与を支給したときは、支払った日から5日以内に「賞与支払届」と「総括表」の提出が必要です。
- ◆賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。保険料の計算は、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。
- ◆「賞与支払届」（紙様式またはCD）に「総括表」（紙様式）を添付のうえ、提出してください。
- ◆賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「総括表」の「不支給 1」に○印をつけて提出してください。



#### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

## 70歳以上で在職している方は特別な届出が必要です

(平成19年4月から70歳以上の方にも厚生年金の在職老齢年金制度を適用することとなったため必要な届出です。75歳以上の健康保険に加入していない方であっても届出が必要です。ご注意ください。)

### 届出が必要な対象者 次の要件すべてに該当する方

- 70歳以上の方
- 厚生年金保険の加入事業所にお勤めの方であって、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般従業員の4分の3以上の方(いわゆる社会保険に加入すべき勤務条件の方)
- 過去に厚生年金保険の加入期間がある方

### ●70歳以上被用者 該当・不該当届

#### ●該当届

対象者を新たに雇用したときや、70歳未満の厚生年金保険の加入者が70歳になられ、引き続き雇用されるときに提出してください。  
なお、70歳になられ、引き続き雇用される場合は、「厚生年金保険被保険者資格喪失届」も同時に提出してください。

#### ●不該当届

対象者が退職または死亡されたときに提出してください。  
なお、対象者が健康保険の加入者である場合は、「健康保険被保険者資格喪失届」も同時に提出してください。

### ●70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届

#### ●算定基礎届

7月1日現在、70歳以上の方は、実際に4月・5月・6月に受けた報酬等を記載し、提出してください。

#### ●月額変更届

固定的賃金の変動した月以降3ヶ月間の報酬の平均額を計算して、標準報酬月額相当額が2等級以上変わったときに提出してください。

#### ●賞与支払届

70歳以上の方に賞与を支給したときに提出してください。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成29年7月分保険料の納付期限は平成29年8月31日(木)です。

～ 事業主・加入者の皆様へ ～

# 健康保険委員を募集しています！

## 健康保険委員の活動内容

健康保険の制度や手続き等について、会社内で周知していただいたり、会社内のご意見・ご要望等を協会けんぽにご提言いただいたりする役割を担っていただきます。

健康保険制度に関する仕組みや各種申請・手続き方法等、従業員の皆さまが知りたい情報や知識を有する方が職場内にいることは、とても心強いものです。是非この機会にお申込みください。

**健康保険委員**とは…事業所と協会けんぽをつなぐ橋渡し役です！



## 健康保険委員のメリット

### ●健康保険委員限定で健康情報冊子を配付！

職場の健康づくり等のお役に立つよう、年4回季節ごとに健康情報冊子を健康保険委員限定で配付いたします。

### ●セミナー等へ無料で参加可能！

運動セミナーや健康経営セミナー等、各種セミナーや研修会に優先的にご参加いただけます。

### ●表彰制度があります

平成28年度には、厚生労働大臣表彰をはじめ、全国健康保険協会理事長表彰や全国健康保険協会佐賀支部長 表彰も実施しました。

健康情報冊子の見本



運動セミナーの開催案内(平成28年度)サンプル



## 併せて 佐賀支部のメールマガジンにご登録ください！

佐賀支部では、毎月1回健康保険に関する様々な情報や健康お役立ち情報をお届けしています。

**お得な情報が満載！保険料率の変更など、最新の情報は臨時号としていち早くお届けします！**

- ご登録は、協会けんぽ佐賀支部のホームページよりご登録ください。  
パソコン・スマートフォンどちらからでも可能です。

協会けんぽ佐賀支部メルマガ

検索



二次元コード読み取り



お届けする情報

- ・健康保険に関する手続き
- ・保健師等によるコラム
- ・歯科コラム
- ・季節の健康レシピ など

登録  
無料

健康保険委員のお申し込み等は右面へ

# 健康保険委員申込書

|              |                 |       |
|--------------|-----------------|-------|
| 被保険者証記号・番号   | 記号              | 番号    |
| ふりがな         |                 |       |
| 氏 名          |                 |       |
| 生 年 月 日      | 昭和・平成           | 年 月 日 |
| 役 職          | 事業主・役員・総務担当・( ) |       |
| 健康保険に関する事務経験 | 年               | か月    |

このたび、上記の者を健康保険委員へ登録することに同意いたします。

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

電話番号

( )

## 【健康保険委員の登録条件】

- ① 協会けんぽ佐賀支部にご加入の方(被保険者の方)
- ② 健康保険委員に登録することについて、事業主からの同意を得られる方
- ③ 健康保険の事務経験者またはその管理者(直接のご担当者でなくても結構です)

### ※ 注意事項

- ① 活動に対する報酬等はありません。
- ② 現在すでにご登録されている方については、再度ご登録いただく必要はございませんのでご注意ください。

## ご登録方法

上記のご登録用紙にご記入のうえ、本紙を郵送またはFAXでお送りください。  
後日、「委嘱状」を郵送いたします。

郵送の場合:佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 全国健康保険協会 佐賀支部 企画総務グループ



お申し込みは  
FAXが便利です!

**FAX:0952-27-0617**

## 【お申込お問合せ先】



**全国健康保険協会 佐賀支部**  
協会けんぽ

〒840-8560  
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル  
TEL 0952-27-0612 (企画総務グループ)





平成  
29  
年度

## 社会保険事務講習会のご案内

### 『社会保険・雇用保険の適用実務』

実務に役立つ社会保険・雇用保険の適用について知識を学びます。

### 『健康保険の事務手続き』

健康保険給付手続きのポイントや任意継続について学びます。

| 地 区          | 平成29年    | 会 場                             | 地 区                  | 平成29年    | 会 場                             |
|--------------|----------|---------------------------------|----------------------|----------|---------------------------------|
| 佐賀会場         | 7月7日(金)  | アバンセ<br>(佐賀市天神3-2-11)           | 鳥栖会場                 | 8月8日(火)  | サンメッセ鳥栖<br>(鳥栖市本鳥栖町1819)        |
| 唐津会場         | 7月13日(木) | 高齢者ふれあい会館りふれ<br>(唐津市ニタ子3-155-4) | 佐賀会場                 | 8月17日(木) | アバンセ<br>(佐賀市天神3-2-11)           |
| 武雄会場         | 7月19日(水) | 武雄市文化会館<br>(武雄市武雄町武雄5538-1)     | 唐津会場                 | 8月23日(水) | 高齢者ふれあい会館りふれ<br>(唐津市ニタ子3-155-4) |
| 鳥栖会場         | 7月21日(金) | サンメッセ鳥栖<br>(鳥栖市本鳥栖町1819)        | 武雄会場                 | 8月24日(木) | 武雄市文化会館<br>(武雄市武雄町武雄5538-1)     |
| 講師 ● 社会保険労務士 |          |                                 | 講師 ● 全国健康保険協会 佐賀支部職員 |          |                                 |

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

#### 募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

#### 対 象 者

社会保険事務担当者の方

#### 参 加 料

**会員事業所は無料**

(但し、非会員事業所及び平成29年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

#### 申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

#### お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816  
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**

〈キリトリ線〉

### 社会保険事務講習会 参加申込書



|                                 |                                                    |                                                |                                 |
|---------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------|
| 整 理 番 号                         |                                                    |                                                | 宛名シールの左下の番号。<br>おわかりになる範囲で結構です。 |
| 参加希望<br>会場日時                    | 『社会保険・雇用保険の適用実務』<br>(佐賀・唐津・武雄・鳥栖)会場<br>平成 年 月 日( ) | 『健康保険の事務手続き』<br>(鳥栖・佐賀・唐津・武雄)会場<br>平成 年 月 日( ) |                                 |
| 参加者氏名                           |                                                    |                                                |                                 |
| 事業所名                            |                                                    |                                                |                                 |
| 事業所所在地                          | 〒 事業所電話番号( ) -                                     |                                                |                                 |
| 分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。 |                                                    |                                                |                                 |

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

# 平成28年度一般財団法人佐賀県社会保険協会事業報告

一般財団法人佐賀県社会保険協会の理事会・評議員会が開催され、平成28年度事業、収入支出決算が審議され、可決・承認されました。

社会保険制度の普及・啓発、健康維持と福祉の増進を図り、社会保険制度の円滑な運営に資するため、各事業を実施しました。

\*詳細は佐賀県社会保険協会のホームページ[情報公開]欄に掲載しています。

## 事業一覧

| 種 別            | 名 称            | 実 施 年 月 | 内 容                                                                     |
|----------------|----------------|---------|-------------------------------------------------------------------------|
| 会 議            | 監事会            | 28年4月   | 平成27年度事業・会計監査                                                           |
|                | 理事・評議員会        | 28年6月   | 平成27年度事業・決算                                                             |
|                |                | 28年12月  | 平成28年度事業中間報告                                                            |
|                |                | 29年2月   | 評議員会開催の件                                                                |
|                |                | 29年3月   | 平成29年度事業計画・予算                                                           |
| 講習会<br>説明会等    | 社会保険事務説明会      | 28年6月   | 県内6会場で算定基礎届・健康保険の説明・資料配布                                                |
|                | 社会保険事務講習会      | 年間      | 佐賀・鳥栖・唐津・武雄で延べ40回945名参加                                                 |
|                | 年金相談           | 随時      | 社会保険労務士による事業所に出向いての年金相談                                                 |
| 健康づくり          | カラダプラスワン       | 年間      | パソコン・携帯からの参加で健康づくりへの意識改革                                                |
|                | DVD貸出          | 年間      | 健康啓発DVDの貸出<br>3事業所申込み、84名視聴                                             |
| 広報             | 社会保険さが         | 毎月      | 社会保険の現況、関係法令の改正解説<br>諸手続の実務等周知するため毎月送付                                  |
|                | 諸資料            | 随時      | 事務手続・健康づくりカレンダー・業務案内・チラシ等配布<br>ホームページによる協会事業等の広報                        |
| 関係機関との<br>連携協力 | 佐賀県社会保険<br>委員会 | 随時      | 委員研修会・事務講習会・年金セミナー・健康づくり事業(委員会と共催)<br>唐津ブロック・ソフトボール大会<br>武雄ブロック・ボウリング大会 |

## 平成28年度決算報告

| 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで |            |            |  |
|-------------------------|------------|------------|--|
| 科 目                     | 予 算 額      | 決 算 額      |  |
| 経 常 収 益                 |            |            |  |
| 会 費                     | 30,000,000 | 27,738,387 |  |
| 利 息                     | 3,000      | 5,270      |  |
| 雑収入                     | 0          | 27,000     |  |
| 経 常 費 用                 |            |            |  |
| 事業費                     | 25,737,000 | 23,246,714 |  |
| 管理費                     | 4,266,000  | 3,957,328  |  |
| 経 常 外 費 用               |            |            |  |
| 器具備品除却損                 | 0          | 3          |  |
| 正味財産期首残額                | 38,517,800 | 38,699,923 |  |
| 正味財産期末残額                | 38,517,800 | 39,266,535 |  |



## 平成29年度 社会保険事務講習会年間予定

| H29年       |                                                                                                                                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月         | テーマ◆ <b>新任担当者のための適用実務</b> 講師◆社会保険労務士<br>内 容: 新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。(初級編)<br>会 場: 佐賀・鳥栖・武雄・唐津                                |
| 5月         | テーマ◆ <b>短時間労働者(パート・アルバイト等)の適用</b> 講師◆社会保険労務士<br>内 容: パートやアルバイト等短時間労働者の適用について学びます。<br>会 場: 佐賀・鳥栖・武雄・唐津                                                        |
| 6月         | テーマ◆ <b>法改正等に関する講習会</b> 講師◆社会保険労務士<br>内 容: 社会保険の法改正等について学びます。<br>会 場: 佐賀・鳥栖・武雄・唐津                                                                            |
| 7月         | テーマ◆ <b>社会保険・雇用保険の適用実務</b> 講師◆社会保険労務士<br>内 容: 実務に役立つ社会保険・雇用保険の適用について学びます。<br>会 場: 佐賀・鳥栖・武雄・唐津                                                                |
| 8月         | テーマ◆ <b>協会けんぽによる講習会</b> 講師◆全国健康保険協会 佐賀支部職員<br>内 容: 協会けんぽに関する給付や健康について学びます。<br>会 場: 佐賀・鳥栖・武雄・唐津                                                               |
| 9月         | テーマ◆ <b>日本年金機構による講習会</b> 講師◆日本年金機構職員<br>内 容: 年金制度等について学びます。<br>会 場: 佐賀・鳥栖・武雄・唐津                                                                              |
| 10月        | テーマ◆ <b>新任担当者のための適用実務</b> 講師◆社会保険労務士<br>内 容: 新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。(初級編)<br>会 場: 佐賀・鳥栖・武雄・唐津                                |
| 11月        | テーマ◆ <b>出産・育児・介護に関する講習</b> 講師◆社会保険労務士<br>内 容: 出産・育児・介護休業の手続きや給付等に関することについて学びます。<br>会 場: 佐賀・鳥栖・武雄・唐津                                                          |
| 12月        | テーマ◆ <b>60歳からの年金・雇用保険・健康保険</b> <b>日曜日開催</b> 講師◆社会保険労務士<br>内 容: これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整、及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。<br>会 場: 佐賀・鳥栖・武雄・唐津 |
| H30年<br>2月 | テーマ◆ <b>入社・退職時の手続き</b> 講師◆社会保険労務士<br>内 容: 入社時、退職時の社会保険・雇用保険の主な手続きや記入の仕方について学びます。<br>会 場: 佐賀・鳥栖・武雄・唐津                                                         |

※平成29年度 4回シリーズ 社会保険実務講座開催予定

## 平成29年8月出張相談【予約制】

| 出張相談所       | 日 時 |            | 相談時間        | 予約申込先             |              |
|-------------|-----|------------|-------------|-------------------|--------------|
| 基 山 町 役 場   | 8月  | 8日、22日     | 10:00～16:00 | 佐賀年金事務所           | 0952-31-4191 |
| 多 久 市 役 所   | 8月  | 2日、16日     | 10:00～15:00 |                   |              |
| 伊 万 里 市 役 所 | 8月  | 4日、18日、25日 | 9:30～15:30  | 唐津年金事務所           | 0955-72-5161 |
| 鹿 島 市 民 会 館 | 8月  | 1日、15日     | 10:00～16:00 | 鹿島市役所 市民課年金係      | 0954-63-2117 |
| 有田町役場東庁舎    | 8月  | 9日         | 10:00～15:00 | 有田町役場 住民環境課 国民年金係 | 0955-46-2114 |

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

### 年金事務所での年金相談

**受付時間** 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15  
**時間延長** 週初の開所日 17:15～19:00  
**週末相談** 第2土曜 9:30～16:00 (予約制)

### 街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)

**受付時間** 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15 (予約制)  
**予約申込先** ..... ☎0942-50-8151

### 年金事務所では予約による年金相談を受付けております

**予約申込先** 希望される日の前日までにお申込みください。

- 佐賀年金事務所 ..... ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所 ..... ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 ..... ☎0954-23-0121



## 健康保険・厚生年金保険 適用関係届書送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集中して行っております。

そのため、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

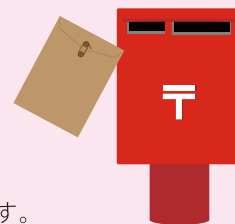
### 送付先

**日本年金機構 福岡広域事務センター  
厚生年金適用第2グループ**

### 住 所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10-19  
福岡ファッショビル2F

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。



※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。  
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



「日本でいちばん大切にしたい会社」という著書がシリーズ累計67万部を超えるベストセラーとなっていて、それに因んだ表彰制度があるようです。

応募資格は、過去5年以上にわたって、以下の5つの条件に全て該当していること。1、人員整理を目的とした解雇や退職勧奨をしていないこと 2、外注企業・協力企業等、仕入先企業へのコストダウンを強制していないこと 3、障がい者雇用率は法定雇用率以上であること 4、黒字経営であること 5、重大な労働災害がないこと

「人を幸せにする経営」を実践している会社を1つでも増やしたい。その思いで始められた制度。目指せ「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞。(山)